

福井県観光地域づくり外部専門家集団設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人福井県観光連盟（以下「観光連盟」という。）が福井県観光地域づくり外部専門家集団（以下「外部専門家集団」という。）の設置に関し必要な事項を定めることにより、人材の登録を行い、もって民間事業者等の地域が持つ個々の具体的な課題解決に向けて、専門性の高い人材の紹介体制を構築し、「観光地域づくり」を支援していくことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部専門家集団：専門的知識およびネットワークを有する者の登録を行い、利用者に紹介する制度をいう。
- (2) 登録者：外部専門家集団に登録された者をいう。
- (3) 利用者：福井県で活動している民間事業者等であって外部専門家集団の利用を行う者をいう。

(登録)

第3条 外部専門家集団に登録できるのは、次の各号のいずれか一つ以上に該当する者とする。

- (1) 観光地域づくりのマネジメント能力を持つ。
- (2) マーケティングに基づく最新トレンドやプロモーション手法等を熟知している。
- (3) 福井県内の観光素材を熟知している。
- (4) 地域間のマッチング（広域連携の支援）を行う能力を持つ。
- (5) 観光業のみならず、他の観光関連産業と融合してサポートできる。
- (6) 各種観光関連産業において優れた専門知識・有効なネットワークを持ち合わせている。
- (7) その他観光連盟が第1条の目的を達成するために必要な人材と認め

た者

- 2 観光連盟会長（以下「会長」という。）は、前項に規定する人材について、本人の同意を得たうえで、本人から観光地域づくり外部専門家登録票（様式第1）の提出を受け、外部専門家集団に登録するものとする。

（登録者の更新）

- 第4条 会長は登録者に対し、必要に応じて随時、登録内容の確認を行うものとする。

（人材の紹介）

- 第5条 会長は、利用者から、福井県観光地域づくり外部専門家集団利用申込書（様式第2）の提出があった場合、その内容に基づき、登録者を紹介するものとする。

（登録の解除）

- 第6条 会長は、登録者本人から登録解除の申し出があった場合、または総合的な判断により登録を解除すべきと認めた場合、速やかに外部専門家集団からの登録の解除を行うものとする。

（謝金等および内容）

- 第7条 登録者に対する謝金等および活動内容は、次の各号に定めるところによる。
 - （1）登録者の旅費は福井県旅費規程に基づき観光連盟が負担する。
 - （2）登録者の謝金は、観光連盟と登録者が協議して定めるものとし、観光連盟が負担する謝金は活動1回につき3万円を上限とする。
 - （3）観光連盟による旅費および謝金の負担は、1利用者あたり活動5回を上限とする。
 - （4）活動内容その他必要事項については、利用者、登録者および観光連盟にて定める。
- 2 利用者は、活動終了後、すみやかに専門家集団利用結果報告書（様式第3）を観光連盟あて、提出するものとする。

- 3 観光連盟は、前項の規定により利用者から提出された報告書の内容を確認し、登録者に対して第1項に定める謝金等を指定された口座に振込むものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。